

2023年11月

2024年度当初予算編成にかかる

申し入れ書

兵庫県議会議員

橋本 けいご

2023年11月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県議会議員 橋本 けいご

2024年度当初予算編成にかかる申し入れ書について

長期化する新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が本年5月に引き下げられ、一つの大きな区切りを迎えたとは言え、個人所得は増えず税等負担が増える中での物価高騰、不安定な国際情勢や日本経済の国際競争力の低下、円安の進行等によって、私たち国民県民の日常生活は、厳しい状況にあります。

30年間上がらない所得水準、人口減少、超少子高齢化、地球温暖化、頻発する大規模災害、デジタル化等による社会経済構造の変容等、県民を取り巻く環境が変化、その多くは悪化しています。

昨年国内の出生数は過去最低の約77万人（兵庫県は同じく過去最低の3.3万人）、合計特殊出生率は、戦後最低の1.26（兵庫県は1.31）となり、加速度的に少子高齢化と人口減少が進み、所得や賃金上昇が見込めない中、若者からは「結婚したくてもできない」「こどもをもう一人授かりたいが諦める」といった声が多数聞こえてきます。

急激な少子化に伴う人口減少がこのまま続くことは、県外への人口流出割合がワースト水準である兵庫県のみならず、日本全体の現行社会保障システムの崩壊につながる、最も懸念すべき、そして最優先で対策すべき最重要課題です。

兵庫県で育つ子どもたち、次の世代を担う若者たちが、「兵庫に住み続けたい」「兵庫で子育てをしたい」「自分の可能性に挑戦したい」と思えるような、未来に希望を持てる兵庫県を創ること、そして障害の有無や年齢によらず、「すべての人が安心して暮らし続けられる社会」に向けて、力強いビジョンを示すこと、これが兵庫県政の最優先事項だと考えます。

子どもたちへ投資し、県民が未来に希望を持てる社会の実現は、より多くの県民・事業者・投資を呼び込むことができ、県政の好循環に寄与します。

市民県民目線で、兵庫県の今と未来のために本当に何が必要か、普通感覚を持った県民が求めていることは何か、を常に念頭に置いた政策展開、兵庫県政を推進していただくべく、次のとおり申し入れをいたします。

ご高覧のほど、よろしく願いいたします。

1. 安心できる福祉・医療の提供体制の強化

- (1) こども医療制度の拡充
 - ・福祉医療制度、乳幼児等・こども医療費助成事業の現行の建付けである、対象年齢 15 歳以下、「所得制限と窓口一部負担金あり」を改善し、県の負担において県下一律の無償化を実施すること
 - ・3 か年や5 か年での複数年計画（段階的拡充）の検討、提示を行うこと
- (2) 妊産婦歯科検診の無償化と受診を推進すること
- (3) 医療的ケア児やその家族が安心して暮らせるよう、保育園・幼稚園・小中学校の体制を整えると共に、医療的ケア児に関する庁内、市町との横断的な連携を強化し、保護者が何度も学校等に同じ説明をしなくて済むような体制を整えること
- (4) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を全県で拡充すること
- (5) 医療的ケア児等への支援を考える協議会の設置を推進し、有効な対策について専門家等を交えて協議、推進すること
- (6) 定期健診で指摘され、診断がつかない程度の発達障害の子どもと保護者に対し、『経過観察』で済ませず、発達を促すための啓発を行うとともに、通常の保育・教育環境での受け入れ体制を整え、適切な支援を提示することで、保護者や当事者の不安を抑制し、過度な支援の要求や支援のない状態をなくし、保育・教育関係者の負担を減らすよう努めること
- (7) 予防医療の観点や健康寿命延伸のため、高齢者の外出機会を増やす取り組みを、市町と連携し進めること
- (8) 介護従事者の確保策として、資格取得支援や研修支援のみならず、経済的支援を県独自で創設し、施設を通さず個人へ直接給付すること等により介護従事者の待遇改善を進めること
- (9) 在宅福祉の充実ならびに、特別養護老人ホームやグループホーム（特に知的障害者強度行動障害者 GH 等）の増設、新設を支援すること
- (10) 医療的ケア（成人）ショートステイ先、日中活動先の開設、継続を支援すること
- (11) 障害児福祉の所得制限の撤廃に向けて検討委員会を立ち上げること
- (12) ひきこもり支援において、メタバースを積極活用するとともに、就労支援において、日本財団が行う WORK! DIVERSITY プロジェクトへの参加を積極検討すること
- (13) 社会福祉法人・社会福祉施設、事業所等の指導監査について、現場負担を減らすよう努めること。特に、福祉従事者が本来業務に集中し適切な支援をできるよう、簡素化も含め現場に寄り添った改善を進めること
- (14) 利用者支援の充実のため、サービス管理責任者の研修を充実させること
- (15) こどもを授かりにくい人の金銭・精神的負担を軽減するため、不妊治療

の助成制度を導入すること。女性だけでなく、近年増加傾向にある男性不妊の支援制度を設けること

- (16) 産後ケアセンターの設置を推進するとともに、市町へのソフト・ハード両面の支援を行うこと
- (17) 県独自のベビーシッター利用助成の制度化に向け検討を推進すること
- (18) ヘルプマークの認知拡大をすること
- (19) 病児保育の予約システムの導入を支援すること
- (20) 保育従事者の待遇について、県内施設への就職一時金の支給、保育士の子どもの保育所優先入所、家賃負担の軽減、保育士の給与改善について、新設および拡充するとともに、潜在保育士の就職支援や保育人材のキャリアアップ支援を強化すること
- (21) 各市町、すべての小（中）学校区ごとに、医療的ケア児の受け入れができるよう市町の取組みを支援すること
- (22) 感染症医師の確保・養成、感染症病床の増床について、今回得られた知見や教訓を未来に生かすため、県内の感染症医師の養成と確保を、政令市や中核市と連携しつつ推進すること
- (23) 看護師等医療従事者（コメディカル）の地域偏在や不足が顕在化を解消し安全で安心できる医療提供体制を確保するため、コメディカルや予備軍、潜在医療従事者のキャリアアップ支援や待遇改善を実施すること
- (24) 障害者の自立支援および社会参加支援の拡充について、障害者の雇用拡大支援、就労の場の拡充確保やスポーツや文化活動への参加推進などによる障害者の自立支援および社会参加促進を推進するとともに安全対策にも万全を期せるよう、各種取組を支援すること
- (25) 判定技術や理解の向上等により、発達障害児童も増えている中、すべてのこどもたちの将来の可能性を広げるための、早期療育支援や、県下市町と連携した定期健診の細分化およびその支援を拡充すること
- (26) 療育（児童発達支援・放課後等デイサービス）にかかる所得制限の撤廃、または現行3区分の負担上限月額の見直し（細分化）について、県独自で制度拡充を行うこと
- (27) 官民連携事業による予防医療施策等について、ICTやビッグデータといった最新テクノロジー等、民間活力も活用した科学的で合理的な健康増進施策を進めること
- (28) 成果と報酬が連動するSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の枠組みを活用した広域連携、飛び地型連携による予防医療施策や健康寿命延伸施策を推進する市町の取組を支援すること
- (29) 国民健康保険加入者について、検診の必要性を強く啓発し、特定健康診査実施率を向上させること

- (30) 子育て世代や若年世代の経済的負担軽減のため、「ひょうご保育料軽減事業」や「不妊治療ペア検査助成事業」等、横断的に所得制限を撤廃し、子どもを産み育てやすい制度を拡充すること
- (31) 明石市等が実施している「おむつ定期便」等の市町の取組を、児童虐待防止や孤立化、産後うつ等を防ぐ観点からも支援すること
- (32) 「小1ギャップ」「小1の壁」によって保護者が就労時間や就労環境を制限しなくて済むよう、包括的に支援を拡充すること

2. こども本位の教育施策の展開

- (1) 県下全域にて速やかに「小学校30人以下」「中学校35人以下」の少人数学級を実現すること。全部実施が一度にできない場合であっても、パイロット事業として先行地域を選定し、順次、段階的に速やかに実行していくこと
- (2) 県産食材も活用した、小・中学校給食費の無償化を県の負担において実施すること。法令解釈等により県事業として県立学校以外への支援が不可な場合は、相当する県費負担金を各市町へ交付すること（他県で先行予定）
- (3) 受益者がかなり限定的である県立大学等の無償化方針が出されたが、広く県民の声を聞き見直しも含め再検討するとともに、低年齢、18歳以下世代の教育費用負担の軽減策についても拡充を検討すること
- (4) 「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の年間1回以上の更新と、県下各市町との連携強化による支援施策を強化すること
- (5) 民間フリースクール等の授業認定について、各学校長判断とせず、また厚生労働省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に則ることに加え、本県として一定の基準を設けるとともに、授業認定校の認定を県が主導し、定期的な認定やホームページ等広報物も更新すること
- (6) 不登校特例校設置の検討、推進を行うこと
- (7) 校内フリースクールやコミセンを活用したフリースクールを検討するとともに、市町へも検討を促し、それを支援すること
- (8) 学校とフリースクールの中間地点となる拠点を、一定の圏域で県が主導し設立、推進すること
- (9) すべての児童生徒に学びの機会を確保するため、学校以外の学びの場の提供や、民間のノウハウ、ICTを活用すること
- (10) スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールカウンセラー（SC）がその役割を果たせるよう、常勤化すること
- (11) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの所属を、学校から独立させること。（先行例参照：名古屋市こども応援委員会）
- (12) SSW、SCの配置拡充により、現状の教育現場の負担軽減と専門性を生か

した取り組みを推進すること

- (13) 課題や進捗を県民に公開しつつ、インクルーシブ教育を推進すること
- (14) 費用対効果を勘案した上で、必要な地域や学校におけるプールの民間委託や部活動の地域以降の検討加速化を推進し、民間委託について前向きに取り組む市町を支援すること
- (15) 特別支援教育指導員、介助員の配置について、介助員の勤務時間が1週間28時間という制約を撤廃し、最後まで授業対応することをはじめとした通級の課題を整理するとともに市町と連携し配置拡充すること
- (16) SSW や SC の配置拡充に加え、教師が本来業務である「教育」により専念できるよう、スクールサポートスタッフ (SSS) の配置にかかる県負担割合を高め、県下市町の負担軽減と教員の負担軽減、教育の質向上にこれまで以上に重点配分し推進すること
- (17) 3校の特別支援学校の改修や建て替えが進捗する東播磨地区における特別支援教育の拡充・強化を行うこと
- (18) 通学生の居住地にあわせたスクールバスの運行経路及び駐車場の適切な選定を推進すること
- (19) 特に「通学路安全プログラム」に基づく事業による通学路の早期改修を進め、安全帯にグリーン表示するなど、子どもの安全を確保し地域へ周知すること
- (20) 教員採用において、社会人特例選考の実施や免許取得期間猶予を先行する自治体（東京都、山口県等）も参考にして検討・推進すること
- (21) 給食費の会計事務等、教員の本来業務以外の事務が現場の負担となっていることから、各市教育委員会による直接徴収をノウハウ面からもサポートし、導入を促すこと

3. 安心できる県民生活の支援拡充

- (1) こども食堂への支援拡充について、制度化済みの「立ち上げ経費支援」や、国庫補助金を用いた物価高騰対策支援（補正予算）のみならず、経常的経費に対する支援を拡充すること
- (2) こども食堂の役割や機能が多様化し、「みんな食堂」としてこどものみならず高齢者や一人暮らし世帯等の地域の拠り所としての重要性が高まっており、多機能化の支援と助成等の拡充を行うとともに、申請手続き等の効率化や簡素化を含めた検討を行うこと
- (3) 「やりがい搾取」に任せるのではなく、有償ボランティアを含めた仕組みや、各地域において持続可能な運営モデルの構築を推進すること
- (4) 犯罪被害者支援条例のさらなる充実による支援の拡充を行うこと
- (5) 損害賠償請求の立て替え払い制度を県としても導入すること。また、再提

- 訴費用の立て替え制度についても創設すること
- (6) 東京都や千葉県のように、県として犯罪被害者への「経済的支援」制度を創設し、県下一律で支援を実施すること
 - (7) 無料法律相談窓口を県下各地に創設し、柔軟な相談体制を確保すること
 - (8) 犯罪被害者等支援計画の策定にあたっては、県民の声を広く聴き、有識者等委員の意見を最大限反映させた計画にすると共に、速やかに具体的な支援計画の実施ができる体制を整えること
 - (9) 受動喫煙防止条例に基づく喫煙者の責務として、共同住宅および戸建て住宅の隣戸が、副流煙等の受動喫煙の被害を受けないような措置を講じることについて、条例や規則での明確化および、わかりやすいリーフレット等で周知徹底すること
 - (10) 同県条例における禁止事項として、「近隣に受動喫煙被害を与えること」を追記・明記すること
 - (11) 交差点や道路交通環境のユニバーサル化を積極的に推進すること
 - (12) 高止まりしている自殺者について、電話や窓口相談の強化だけでなく、SNS や Web 上での相談体制や、従業員のメンタルヘルスケアを推進する企業への支援拡充、妊産婦や一人親家庭への支援等を強化すること
 - (13) 情報化社会における熟練された緻密なサイバー犯罪等、高度化する犯罪の取り締まりを強化推進すること。また、県民への効果的な周知を様々な経路から実施すること

4. 水産業・海岸の活性化を含む豊かな海づくりの推進

- (1) 改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「兵庫県栄養塩類管理計画」の推進と栄養塩類増加措置の適正な実施により、豊かな海づくりを推進すること
- (2) 栄養塩類増加措置実施者同士の連携、利害関係調整を積極実施すること
- (3) 安全安心で誰もが親しめる海岸の推進に向けて、ビーチクリーンキャンペーンにおけるボランティアや美化団体等のやりがい搾取ではなく、適正な活動支援と効率的な維持管理を推進すること
- (4) ユニバーサルビーチプロジェクトの全県実施、促進による「誰も取り残さない海岸」の実現に向けた市町や民間団体の取り組みを支援すること
- (5) 東播海岸における放置艇の撤去推進
 - ・景観や防犯、環境保護の観点からも、東播工区における放置艇の所有者の特定及び自主撤去を促進すること
 - ・特に、明石西部工区や播磨工区について、とりわけ放置艇の数が多い江井島港東側、藤江漁港周辺の放置艇の撤去を重点的に推進すること

- (6) プラスチックごみゼロアクション事業の拡充と、大阪府のように「プラスチックごみゼロ宣言」を行う等、特に沿岸部や海洋ごみ問題への対策を強化するとともに、市町が行うソフト事業も含めた事業を支援すること

5. 産業競争力の強化と地域経済の活性化

- (1) 「ひょうごスタートアップアカデミー」の質的量的拡充と、起業家精神醸成のため、チャレンジしやすい支援制度の拡充や、県内各地でのコワーキングスペースの整備促進等ソフト・ハード両面の環境整備を進めること
- (2) 空き家や空き店舗、未利用地や低利用地を起業家やレンタルオフィス・レンタルスペース等に活用しやすいよう、土地利用や建築規制のさらなる緩和や支援措置を行うこと
- (3) 県有地を活用した産業誘致政策を市町と連携強化し推進すること
- ・未利用、低利用県有地が県内に多く存在している現状、国内外の投資意欲や投資ニーズに柔軟かつ迅速に対応した、産業用地分譲等の土地利用施策を、県下市町と連携強化し推進すること
- (4) 県内就職の促進と定住促進
- ・就職活動等が本格化する以前から、特に県内出身者や関西圏出身者に対する県内企業の魅力PRや、奨学金支援制度等の周知を強化すること。
 - ・特に、県外流出割合が高い、若年女性にとって魅力的な就労環境だと思える「えるぼし認定」や「ミモザ企業」等の加入促進、様々な媒体を通じたPR等を促進すること。

6. 兵庫の魅力を最大限に発揮する観光、スポーツ施策の推進

- (1) 神戸を関西のハブ（宿泊拠点）とした観光施策を推進すること。インバウンドの視点を特に強く持った上で、欧米、アジア諸外国から見た「関西」の枠組みの中で、海外旅行者が大阪や京都、奈良、そして県内姫路・淡路・豊岡・有馬温泉等、近畿一円と県内主要観光都市のアクセスの良さを売りにした「宿泊都市“神戸”」を県市連携の元、力強く推進すること
- (2) ユニバーサルツーリズムについて、誰も取り残さない観光行政の推進のため、高齢者や障害者が、安心して周遊できる観光パッケージを制作し、関係団体と連携の上、商品化に向けて推進すること
- (3) 豊かな海岸環境に恵まれた、県内ビーチスポーツの推進
- ・競技選手や日本サッカー協会、海外選手からも評価の高い、大蔵海岸におけるビーチサッカー国際大会や全国大会の開催に向けて、最大限の支援を行うこと
- (4) 県内プロスポーツチームや実業団と、こどもたちの交流を促進する等、こどもたちのスポーツキャリアの支援を拡充すること

7. 将来を見据えた都市計画やインフラ整備の推進

- (1) 市町にまたがる未着手都市計画事業について、早期着手及び見直しに向けて市町間の利害調整等に積極的に関わり、事業進捗を図ること
- (2) 水道事業の広域化推進と価格見直し
 - ・将来の人口減少による水需要の減少見込みや、施設の老朽化に伴う更新費用の増高等の課題により効果的に対応するため、県内水道事業の広域連携を推進すること
 - ・健全経営を維持できていることから、受益者である県民がより安全で安価な水道水の供給を受けられるよう、社会情勢や需要に応じたアセットマネジメント推進計画の適切な見直しと推進に加え、全国他団体の平均よりも高額な供給単価の大幅な引き下げについて検討、推進すること
- (3) 一部市町で検討が加速している区域区分の廃止について、関係周辺市町との丁寧な調整や、影響について県民への丁寧な説明等を行うこと
- (4) 公共施設やインフラ等の長寿命化対策を推進し、中長期的なライフサイクルコストの低減を図ること
- (5) 人口減少社会を前提とし、不要不急の公共工事等を削減するとともに、事業の選択と集中により、事業実施における透明性を確保すること
- (6) 立地適正化計画の推進やコンパクトシティに向けた取り組みについて、市町の取り組みを支援すること

8. 県有施設の適切な利活用と地元市町との連携強化の推進

- (1) 県立公園の在り方、特に明石公園について、地元市町や利用者、県民の意見を幅広く聴取し、丁寧な議論と合意形成を行うこと
- (2) 明石港東外港地区における再開発計画について、明石市新庁舎建設計画との密な調整や整合を引き続き図るとともに、市民県民ニーズや、本港を含む明石港周辺地区の関係者の意見を丁寧に聴取した上で推進すること
- (3) 県有施設における民間有料広告の導入等による収入確保と企業連携により、積極的な利活用促進と収支状況の改善を進めること

9. 県民目線での行財政改革、県政の透明化の推進

- (1) 行政委員会及び委員報酬の見直し
 - ・本県の行政委員会委員報酬は全国でも高額であり、月額報酬の減額と日額への見直しを早期に行うこと。また委員の登用においては、特定の政党や会派出身の県議OBを選定するのではなく、公平公正の観点と専門性の観点から選定し、その選定理由を広く県民に合理的に説明すること
- (2) 公社等のすべての外郭団体について、外部有識者等第三者の視点も取り入

れながら、その役割や必要性をゼロベースで検証すること。また、派遣する県職員、県職員OBについて、その必要性を十分に検証すること

- (3) 知事や議員の海外派遣や出張にかかる透明性の確保
 - ・現行、内部規定で定められている海外派遣等の予算上限や規定を、県民に公開するとともに、行程や成果を実績報告書としてわかりやすく県民に公開すること
- (4) 予算編成過程の公開と、県民の参画推進
 - ・来年度は政策的経費について、最終的には全体の予算編成過程を公開し、県民が予算編成に参画できる機会を設けること
- (5) 各審議会等の委員に、女性参画や若年者登用の割合を高め、幅広い世代がより関心を持ち意見を反映できるような県政運営を行うこと
- (6) 近年その数が減少している市町への権限移譲について、再度ゼロベースで移譲に向けた検討を行うとともに、一定期間を区切り、財政支援と共に市町への権限移譲を行うことについて、検討を行うこと
- (7) 県職員の「4割出勤」ありきの制度設計を行うのではなく、特に有事の際の事業継続計画を中心に、日常の県民サービスが低下しないよう丁寧に庁内外の意見や実情を把握し勤務体系の構築を行うこと
- (8) 県庁舎や議会棟の在り方について、県職員や議会、そして県民の意見を軽視した早急な検討を改め、丁寧な意見聴取と合意形成を行うこと

10. 様々な観点での歳入確保の推進

- (1) ふるさと納税にかかる兵庫県独自の返礼品のさらなる開発を、民間や市場のマーケティングの視点を生かして戦略的に進めること
- (2) 兵庫県SDGs債（グリーンボンド）の発行推進と充当事業強化を推進すること。現状の使用用途のうち、信号機LED化や県有施設の設備更新等、県民の生活に直結する事業への充当比重を高め、本県の豊かで美しい海を守るための環境維持改善事業についても、施策展開と財源充当を行うこと
- (3) 県有施設や県が管理する公共施設におけるネーミングライツ等、独自財源確保を推進すること

以上